

AI-NET規約

第1条（適用範囲）

AI-NET規約（以下「本規約」といいます）は、荒井商事株式会社（以下「当社」といいます）と「AI-NET」（次条の定義に従います）の利用に関する契約（以下「本契約」といいます）を締結した事業者（以下「会員」といいます）に対して適用されるものとします。

第2条（基本用語の定義）

本規約において使用する基本用語の定義は、次のとおりとします。

1. AI-NET：当社が提供するインターネットによる中古自動車・中古自動二輪車・中古建設機械のオークションサイトまたは当該サイトに含まれる中古自動車・中古自動二輪車・中古建設機械・中古農業機械・中古産業機械のオークションに付随するサービスおよび中古車流通におけるサービスの総称をいいます。
名称：アライ・インターネット・システム・サービス
英文名：ARAI INTERNET SYSTEM SERVICE
略名称：アイ・ネット
略英文名：AI-NET
2. 提携会場：中古自動車・中古自動二輪車のオークション及び入札会、インターネットを使った中古車流通ビジネスのサービスを提供している主体であって、当社と業務提携契約の関係にあるものをいいます。
3. アライオートオークション：荒井商事株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古建設機械のオークションのサービスを提供している主体をいいます。
4. 参加会場：アライオートオークション及び提携会場をいいます。

第3条（データに関する権利）

1. 当社が、AI-NETにおいて開示する車両情報等のデータに関する知的所有権ないし使用権は、当社及び当該データを提供している参加会場に専属的に帰属します。
2. 会員が、AI-NET内における全てのデータを複製、転載、複製、またはその他の方法により利用、転用等する行為は一切禁止いたします。
3. 本サービスに関連するプログラム及び全てのデータにつき、解析、逆コンパイル、アセンブル等の行為をすることは禁止いたします。

第4条（秘密の保持）

会員は、AI-NETの利用に伴い知り得た技術上・営業上の情報、個人情報、またはプライバシーに属する情報について、一般顧客を含む第三者に対し開示または漏洩してはならないものとします。

第5条（会員情報の取扱い）

1. 当社は、本契約に基づいて知り得た会員の氏名・商号、住所・所在地、電話番号、電子メールアドレス、携帯電話番号、携帯メールアドレス、取引履歴その他の情報について、本契約の目的を達成するため、業務委託先・提携先等の第三者に提供することができるものとし、会員はこれを承諾します。
2. 前項の情報のうち個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾します。

第6条（会員登録に関する申込み）

AI-NETの利用にかかる申込みを行う場合には、AI-NETの仕組み及びAI-NETにより提供されるサービスの内容を理解し承諾した上、当社が定める手続に従って申し込むものとします。

第7条（契約の成立）

1. 前条による申込みがなされ、参加会場が審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が申込者に到達したときをもって、本契約が成立するものとします。ただし、申込みに対する審査は、参加会場が各別に行うものとし、AI-NETを利用し、参加会場のうち入会を認められたオークション会場に参加できることが本契約の内容となります。
2. 本契約が成立した場合、会員は、本規約の内容を理解し、これに同意した上で、AI-NETを利用するものとみなします。

第8条（入会資格）

AI-NETの会員となりうるものは、下記の条件を満たし、かつ参加会場のうち1会場以上が入会を認めたものとします。

1. 所轄の公安委員会から中古自動車取扱古物商許可（行商の申請がされているもの）を取得し、これを保有していること。
2. 参加会場のうち1会場以上の正会員であり、かつ参加会場のうち1会場以上がAI-NETへの入会を承認していること。
3. 当社及び参加会場のうち入会を認めたオークション会場が定めた必要書類を提出すること。
4. インターネットへの接続環境を有し、電子メールアドレスを保有するなど電子メールを受信することができる環境を有していること。
5. 会員が入札しようとする車両が出品されたオークションを運営する参加会場が定める中古車オークションに関する規約及び本規約を遵守すること。
6. 当社が定める月額費用を当社の定める支払方法で納めること。
7. 公序良俗に反する行為及び暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。法人の場合には、取締役その他役員又は株主その他出資者が暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。

第9条（登録期間）

会員の登録期間は、登録の日から1年とします。

第10条（契約の更新）

登録期間満了の1ヶ月前までに、当事者双方のいずれからも書面による特段の意思表示がない場合には、本契約は期間を1年として自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第11条（登録内容の変更に関する届出）

会員は、所在地・住所、商号、代表者、電話番号、電子メールアドレスその他当社への届出事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から14日以内に、当社が定める方式に従って変更内容を届出なければならないものとします。届出がない場合は、当社は、当該会員を取引制限に付すことができるものとします。また、会員は、届出を怠ったことにより当社に生じた損害を賠償するものとし、会員に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第12条（会員番号、個人識別番号、パスワード）

1. 当社は、会員に対し、会員番号、代表者の個人識別番号（以下、「ID」という）及び代表者のパスワードを発行します。
2. 会員は、最大4名まで、前項の代表者以外に、担当者IDを設定することができます。
3. 会員は、会員番号・ID・パスワードを使用してログインすることにより、AI-NETを利用することができます。
4. 会員は、会員番号・ID・パスワードの管理について一切の責任を負うものとします。
5. 会員は、会員番号・ID・パスワードを厳正に管理し、これらの使用による取引の結果については、それが第三者の使用による場合であっても、自己使用の場合と同様の責任を負うものとします。
6. 会員が、会員番号・ID・パスワードを第三者に漏洩した場合は、これによって生ずる一切の紛争についての責任を負わなければならないものとします。

第13条（任意退会）

会員は、退会を希望する場合には、当社に対し1ヶ月前までに書面により予告しなければならないものとし、当社がこの書面を受理した時点ではじめて本契約が解除されるものとします。但し、会員が当社に対して債務を負担している場合には、その精算が終了するまで本契約を解除することはできません。

第14条（強制退会）

会員が次に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社は、事前告知を要せず本契約を解除し、会員を強制退会させることができるものとします。

1. 本契約に基づく債務の支払いを1回でも怠ったとき。
2. 監督官庁により営業の取消または停止等の処分を受けたとき。
3. 差押え・仮差押え・仮処分の申立てを受けたとき、または破産・会社更生手続・民事再生手続・特別清算手続等の法的整理手続の申立てがなされたとき。
4. 手形・小切手の不渡り、または銀行取引停止処分を受けたとき。
5. 営業譲渡・変更・解散の決議をしたとき。
6. 参加会場に対する債権を他に譲渡し、またはこの債権について他より差押、仮差押、仮処分等の処分を受けたとき。
7. 当社または参加会場が相当な回数の連絡をしたにもかかわらず、3ヶ月間に亘り連絡が取れなかったとき。
8. すべての参加会場について、その会員でなくなったとき。
9. 参加会場の定めた諸規約・諸規定等について重大な違反があったとき。
10. 入会書類の申請事項において、虚偽の記載があることが判明したとき。
11. 刑法その他の法令に違反したとき。
12. 公序良俗に反する行為及び暴力団等の反社会的な勢力・行為に関与していることが判明したとき。
13. 参加会場のクレーム裁定委員会の決定に従わないとき。
14. その他参加会場の会員としてふさわしくない行為があったとき。

第15条（会員の権利）

会員は、当社が提供するAI-NETのサービスを利用することができます。ただし、会員がAI-NETを通じて参加を行うことができるオークション会場は、参加会場のうち当該会員の入会を認めたアライオートオークション及び提携会場に限ります。

第16条（会員の義務）

1. 会員は、AI-NETの利用に際して、他の参加者の迷惑となる行為や、AI-NETの正常な運営を阻害する行為、秩序を乱す行為をしてはならないものとします。
2. 会員は、AI-NETにおけるサービスを利用して当社及び参加会場と取引を行う場合は、各規約及び参加会場において定められた規約を十分に理解したうえで参加しなければなりません。
3. AI-NETにおける全ての取引は、コンピュータシステムにて管理され、会員はこのシステムにより結果の全てにおいて従わなければなりません。
4. 会員登録時に発行される、会員番号・ID・パスワードは、登録者の責任において管理し、それに関する取引上のトラブルが発生した場合も、その責任は当社及び参加会場は一切負わないものとします。

第17条（会員の権利の制限）

1. 当社及び参加会場は、会員に対し、取引条件及び取引限度額等を設定することができます。
2. 会員が、次に定める事由のいずれかに該当する場合、当社及び参加会場は、当該会員との取引を制限することができるものとします。
 - (1) 本契約に基づく参加会場に対する債務の支払いを怠ったとき。
 - (2) 落札車両の名義変更手続が所定の期限までに履行されないとき。
 - (3) クレーム・トラブルの処理において、参加会場が本規約等に基づいて判断した調停処理・裁定の結果に従わないとき。
 - (4) その他、当社及び参加会場が取引を制限することが相当と認めたとき。

3. 会員が、前項の規定に該当した場合、当社及び参加会場は会員に対し、以下の内容の制限を行うことができるものとします。
 - (1) ペナルティー料金を徴収すること。
 - (2) 取引限度額を設定または変更すること。
 - (3) 入金後搬出とすること(参加会場が、会員から車両代金等が入金されたことを確認した後に車両の搬出を許可すること)。
 - (4) 参加会場での落札を禁止すること。
 - (5) AI-NETへのログインを禁止すること。

第18条 (禁止行為)

会員は、次の行為をしてはならないものとします。

1. 参加会場の出品車両について、当社を介することなく、直接談合等によって取引をする行為。
2. 参加会場に関する自社出品の車両について出品店自ら競り上げる行為、他会員に依頼し競り上げる行為、それに協力する行為、または悪意に基づく作作的な競り行為。
3. 第三者への会員番号・ID等を開示・貸与すること、または名義貸しをすること。
4. 参加会場の出品車両の名義人等に直接連絡を入れる行為。
5. 一般顧客に対し、スタート価格及びセリ結果情報、相場情報等を知らせる行為。
6. AI-NETの登録データを複写又は転載する行為。
7. 当社、他の会員及び参加会場の会員の利益を損なう広告宣伝等を行うこと。
8. AI-NETの正常な運営を阻害する行為及び秩序を乱す行為。
9. その他本規約等に違反する行為。

第19条 (違反に対する制裁措置)

会員が、前条に違反した場合、当社は当該会員に対し、その違反の程度に応じて会員の権利の制限(第17条)又は強制退会(第14条)の措置を講じることができるものとします。また、会員が前条に違反したことにより、当社または参加会場に損害が生じた場合には、会員はその損害の全額を賠償するものとします。

第20条 (会費・手数料の負担)

1. 会員は、参加会場が別に定めるところに従い、当社が提供するサービスの利用に伴い、成約料、落札料、下見代行手数料、入札手数料その他の手数料を個々に参加会場へ支払うものとします。
2. 会員は、当社が別に定めることに従い、当社が提供するサービスの利用に伴い、月額会費その他の手数料を、当社へ支払うものとします。

第21条 (会費・手数料の改定)

当社及び参加会場が、会費・手数料の改定を必要と認めた場合、随時任意に改定することができるものとし、その旨を会員に通知します。

第22条 (遅延損害金)

会員が、本契約に基づいて参加会場に負担する債務の支払いを怠ったときは、年15%の割合による遅延損害金を付して支払うものとします。

第23条 (相殺)

会員が、本契約に基づいて当社及び参加会場に負担する債務の支払いを遅滞した場合は、当社及び参加会場は、会員に対する債務と対当額において相殺することができるものとします。ただし、会員からの相殺はできないものとします。

第24条 (中断及び停止)

1. 当社は、以下各号に当該事由により本サービスの一部又は全てを一時中断及び停止できるものとします。
 - (1) 定期的または緊急にコンピュータシステムの保守、点検もしくは更新を行う場合。

- (2) 天変地異等により本サービスの提供が困難な場合。
 - (3) インターネットを通じた不正アクセス、コンピュータウイルスの感染等により本サービスの提供が困難な場合。
 - (4) その他、当社が本サービスの提供が困難であると判断した場合。
 - (5) 前項含め、参加会場側において障害が発生した場合。
2. 当社は、前項により本サービスを一時中断および停止する場合、事前にサイト内にその旨を通知するものとする。但し、緊急の場合はこの限りではありません。

第25条（提供地域）

1. 本サービスの提供地域は日本国内に限ります。
2. 前項の規定にかかわらず、日本国外から入札した場合、そのことによる不利益は全て当該会員に帰するものとし、それにより当社、参加会場又は出品者に損害が生じたときは、当該会員がその損害を賠償するものとします。また、準拠法は日本法とします。

第26条（本サービスの運営）

本サービスは、当社が自ら、もしくは当社と業務提携契約の関係のある管理業者に委託して運営するものとします。

第27条（免責）

当社及び参加会場は、以下各号に当該する事由により会員が被った損害、又は当社及び参加会場の責に帰すことのできない事由によって会員が被った損害については、当社及び参加会場はその損害を賠償する責任を負いません。

1. 会員が使用するコンピュータのハードウェア、周辺機器、ソフトウェア等の原因による損害。
2. 通信回線、プロバイダーのトラブル等による損害。
3. 会員の操作ミス及び管理ミスによる損害。
4. インターネット、メールでのウィルス、スパイウェア等による損害。
5. 会員ID・パスワード・ユーザーID漏洩等に対する損害。
6. 天変地異、人災、天災、雷、その他不可効力等に起因した場合の損害。
7. 第24条第1項各号によって生じる損害。
8. 日本国外からの参加によって生じる損害。

第28条（規約の改定）

当社は、本規約の改定を必要と認めた場合は、随時任意にこれを改定することができるものとし、この場合、改定した内容をAI-NET上において開示します。改定後の規約についてはその適用開始日以降の取引に適用されるものとし、それより前の取引については従前の例によります。

第29条（紛争の処理）

本契約に関して紛争が生じた場合、当社が、公平・中立を旨として、本規約に基づき、会員及び提携会場等の利害を調整するように努めるものとします。調整がつかない場合、紛争当事者は、当社の裁定に従うものとします。

第30条（管轄合意）

本契約に伴う紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（施行）

本規約は、平成18年12月1日から施行します。

本規約は、平成22年3月1日改定。

本規約は、平成25年12月1日改定。

本規約は、平成29年10月1日改定。

本規約は、令和4年4月1日改定。